

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり決定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年11月16日

市川市長 村越 祐民

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 住居表示実施区域 | 稲越町全域 |
| 2 住居表示実施期日 | 令和3年2月1日 |
| 3 住居表示の方法 | 街区方式 |
| 4 街区符号 | 住居表示新旧対照案内図のとおり |
| 5 住居番号 | 住居表示旧新・新旧対照表のとおり |
| 6 閲覧場所 | 市川市仮本庁舎3階
総務部総務課住居表示グループ（執務時間内） |